

一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会
「いたみ専門医・専門医療者」認定に関する規則

第1章 総則

- 第1条 この規則は、一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会（以下「当学会」とする）が、「一般財団法人日本いたみ財団認定『いたみ専門医・専門医療者』」（以下、いたみ専門医療者）制度において当学会員の認定申請に関して必要な事項を定め、いたみ専門医療者制度の運用を円滑に進めることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、いたみ専門医療者委員会（以下「当委員会」とする）を設置する。

第2章 いたみ専門医療者委員会

- 第3条 当委員会は、第1条に掲げる目的を達成するために、当学会員がいたみ専門医療者認定試験を受験し、認定を受けようとする際の基準を定め、申請者の適否を審査するとともに、当学会内におけるいたみ専門医療者の管理を行い、いたみ専門医療者制度に関する諸問題について検討する。
- 第4条 当委員会の構成および運営は次のように定める。
- (1) 当委員会の委員は当学会理事または代議員から選出され、当学会理事長が委嘱する。
 - (2) 当委員会は、選出された委員若干名で構成する。
 - (3) 当委員会の委員長は、当委員会の委員であることとし、当学会理事長が指名する。
 - (4) 当委員会の委員長は当委員会を招集し議長となるほか、会務を総括し、本認定制度に関わる諸事を円滑に進める。
 - (5) 当委員会の委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

第3章 いたみ専門医療者認定の基準

- 第5条 当学会員がいたみ専門医療者認定試験を受験する際は、当学会が定める以下のいたみ専門医療者認定の基準を満たしていなければならない。
- (1) 当学会の正会員（学生会員の期間を含む）となって3年以上が経過していること。
 - (2) 当学会の正会員（学生会員の期間を含む）として当学会の学術大会における

教育講演を3大会以上受講していること。

- (3) 当学会の正会員（学生会員の期間を含む）として当学会の学術大会において1回以上の演題発表（共同演者可）を行っていること。

第4章 資格認定の申請と認定の手順

- 第6条 当学会員でいたみ専門医療者の認定を受けようとする者は、認定に必要な基準を満たすことを証明する書類（写し可）を申請書に添えて当委員会に提出しなければならない。
- 第7条 当委員会は提出された申請書および証明書類に基づいて、申請者が第5条に定める基準を満たしているか審査を実施する。
- 第8条 当委員会の審査結果は当学会の理事会に報告しなくてはならない。
- 第9条 第5条に定める基準を満たすことが認められた申請者に対しては認定証を発行する。なお、認定証の有効期限は発行日から2年間とする。

附則

- 1 この規則は2022年1月26日より施行する。